

## 県育成イチゴ品種の令和8年産向け種苗申込募集要領

### 1 種苗申込の対象とする品種

県育成イチゴ品種「滋賀SB2号」※（愛称「みおしずく」）

（注）※種苗法に基づく品種登録出願済み（出願番号：第35750号、出願年月日：令和3年10月1日）

### 2 供給可能な種苗数

約5,000株

### 3 申込募集期間

令和7年10月10日（金）～令和7年12月10日（水）

### 4 申込者の要件

- （1）滋賀県内において「みおしずく」を生産しようとする農業者（法人含む）または農業者が組織する団体。
- （2）農業者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

### 5 種苗購入に関する遵守事項

- （1）購入種苗は、自己の経営における果実生産またはこれを目的にした増殖のみに使用すること。
- （2）購入種苗およびそれに由来する増殖株は、有償・無償を問わず、第三者に譲渡しないこと。
- （3）自己の農業経営において種苗として用いなかった本品種の種苗は、遅滞なく廃棄すること。
- （4）第三者から本品種の種苗を譲り受けたいまたは譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なくその旨を滋賀県に報告すること。
- （5）本品種の種苗を海外に持ち出さないこと。
- （6）本品種の種苗を用いた果実生産（収穫物を生産する行為）を滋賀県内において行うこと。
- （7）年1回以上は種苗の更新を行うこと。
- （8）滋賀県内の市場を通じた販売の取組にできる限り協力すること。
- （9）滋賀県が作成する栽培管理指針を参考に、品種に適した栽培管理を行うこと。
- （10）良品生産に努めること。

なお、本品種の種苗を利用した自家用の栽培向け（自己の経営向け）増殖について、県は、上記の遵守事項の遵守を誓約した生産者に対して許諾することとし、これらの事項のいずれかに違反した場合、当該許諾を解除することがあります。

### 6 種苗の購入条件

#### （1）価格・単位

1株あたり500円とし、20株単位（1名につき最低20株）で注文する。

#### （2）種苗の形態

7.5cmポリポットで育成した種苗をトレイに入れて提供する。

#### （3）代金の支払

県の指定する金融機関で支払う。

(4) 種苗の受取日

令和8年3月4日(水)または令和8年3月11日(水)から選択する。

(注) 種苗の準備状況や申込状況によっては、希望通りの受取日とならない可能性があります。

(5) 種苗の受取方法

代金の納付が確認された後、種苗を申し込んだ農業者または農業者が組織する団体が農業技術振興センターにおいて種苗を受け取る。

(6) 団体での申込における特例

農業者が組織する団体が種苗を申し込む場合において、当該団体の構成農業者が生産した「滋賀SB2号」の果実の販売について、概ね全量を共同出荷により販売し、かつ、滋賀県内の市場を通じた販売の取組を行うことを当該団体が確約する場合は、当該団体の構成農業者に限り、種苗の注文数量を1名につき最低10株とすることができる。

## 7 申込方法

(1) 申込書類

- ①種苗購入申込書(様式1)
  - ②種苗に関する誓約書(様式2)※
  - ③暴力団員でない旨の誓約書(様式3)※
  - ④法人の場合は、定款の写しおよび役員等の名簿
- ※②および③は生産者ごとに作成してください

(2) 提出先、提出期限および提出方法

申込書類は、各農業農村振興事務所農産普及課へ締切日までに提出してください(受付時間は平日8:45~17:00)。

提出方法は、持参または郵送とし、郵送の場合は締切日の消印有効とします。

(3) 申込書類の提出に当たっての注意事項

- ①申込書類に虚偽の記載をした場合および4に掲げる申込者の要件を有しない者が提出した書類は無効とします。
- ②申込書類を郵送する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。
- ③申込書類提出後は苗のキャンセルができませんのでご注意ください。
- ④入手した個人情報、苗の申込状況等を関係団体と情報共有することがあります。

## 8 申込後の手続

(1) 申込者に対し、令和8年1月下旬までに農業技術振興センターから代金納付書等を郵送します。

(2) 代金納付書に記載された納付期限までに、指定金融機関で代金を納付し、領収書を受け取ってください(代金納付後は返金不可となりますのでご注意ください)。なお、農業技術振興センターに直接、代金を納付することはできません。

(3) 受取日に農業技術振興センターで苗を受け取ってください(受取日の受取が困難な場合はあらかじめご相談ください)。なお、納付期限を過ぎて代金を納付された場合は、苗の受取時に領収書を必ず持参してください。

## 9 問合せ先

- 大津・南部農業農村振興事務所農産普及課 TEL：077-567-5421  
住所：〒525-8525 草津市草津三丁目 14-75（南部合同庁舎 4 階）
- 甲賀農業農村振興事務所農産普及課 TEL：0748-63-6128  
住所：〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200（甲賀合同庁舎 4 階）
- 東近江農業農村振興事務所農産普及 TEL：0748-22-7728  
住所：〒527-8511 東近江市八日市緑町 7-23（東近江合同庁舎 4 階）
- 湖東農業農村振興事務所農産普及 TEL：0749-27-2232  
住所：〒522-0071 彦根市元町 4-1（湖東合同庁舎 2 階）
- 湖北農業農村振興事務所農産普及 TEL：0749-65-6630  
住所：〒526-0033 長浜市平方町 1152-2（湖北合同庁舎 4 階）
- 高島農業農村振興事務所農産普及課 TEL：0740-22-6027  
住所：〒520-1621 高島市今津町今津 1758（高島合同庁舎 3 階）
- みらいの農業振興課食のブランド推進室（園芸振興係） TEL：077-528-3834  
住所：〒520-8577 大津市京町 4-1-1（県庁本館 4 階）